

「介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコールフッティング確立に関する論点整理」に対する考え方

平成26年2月4日
厚生労働省

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてＨＰ上で開示を行うように指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、社会福祉法人の財務諸表については、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととしている。
- 2 また、通知上は、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当としている。
- 3 こうした中、「規制改革実施計画」や厚生労働省に設置する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）等での議論を踏まえ、平成25年度以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上の公表を義務化することを決定したところである。
- 4 社会福祉法人は、公益性が高く社会的責任も重い非営利法人であることから、法人自らが財務諸表を公表することが責務であり、まずは、社会福祉法人及び所轄庁に対して指導を徹底するとともに、御指摘の一覧性及び検索性をもたせた公表方法については、今後、検討することとしている。
- 5 なお、標準的な様式については、現在検討しているところであり、今年度中に関係通知を改正することとしている。

(2) 補助金等の情報開示

- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

(考え方)

(1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たって標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、法人単位の補助金の収入状況等も明確となるよう検討することとしている。

(3) 内部留保の明確化

- ・社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

(考え方)

1 内部留保が社会福祉事業等により生じた剰余金であるという性格を踏まえれば、当該剰余金については、まずは、社会福祉事業を実施するための建物修繕や人件費等に充当し、さらには、地域の福祉ニーズに対応するために活用するなど、あらかじめ事業計画を策定、使途を明確にした上で、法人自らが説明責任を果たすことが重要と考えている。

2 (1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、目的別の積立についても明確となるよう検討することとしている。

(4) 調達の公正性・妥当性の確保

厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

(考え方)

- 1 平成27年度より全ての社会福祉法人が適用対象となる社会福祉法人新会計基準においては、社会福祉法人と関連当事者（当該法人の役員やこれらの者が議決権の過半数を有している法人等）との一定の取引については、財務諸表に注記しなければならないこととしている。
- 2 （1）のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、上記のような取引についても明確となるよう検討することとしている。

(5) 経営管理体制の強化

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、御指摘のように法人の内部組織について、一部規定がなされていないものも見受けられるため、検討会等での議論を踏まえつつ、法令での明確化等について検討することとしている。
- 2 また、第三者評価については、「規制改革実施計画」を踏まえ、受審することに対するインセンティブなど、受審率を向上させる方策を検討することとしている。
- 3 なお、保育所に対する第三者評価の受審率目標の策定については、「規制改革実施計画」において、早ければ平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度の施行までに検討、結論」とされたこと

を踏まえ、内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討中である。

4 現在、通知において、一定規模以上の法人は特に積極的な外部監査の活用を求めているところであるが、検討会等での議論を踏まえつつ、外部監査の義務化などを含めた適正な会計処理を行うための方策について、検討することとしている。

(6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

(考え方)

- 1 社会福祉法人の監査等については、平成25年度より都道府県から一般市に権限が移譲されており、今後も、地方厚生局から都道府県に権限が移譲されるなど、監査の実施環境が大きく変化している。
- 2 このため、今後の国と所轄庁との連携方策など検討会等での議論を踏まえつつ、所轄庁における人材を含めた監査体制に必要な支援の方策についても検討することとしている。
- 3 現在、所轄庁に対しては、法人監査に係る基準（法定受託事務の処理に当たり拠るべき基準）として、「社会福祉法人指導監査要綱」を示しているが、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに積極的に対応できるよう、必要な見直しを検討することとしている。
- 4 また、経営の悪化している法人に対しては、まずは、社会福祉法人の経営状態を把握することができる経営判断指標の構築を検討している。
- 5 なお、現在も、社会福祉法上、所轄庁等は、
 - ①社会福祉法人の業務又は会計の状況に関し、報告又は検査
 - ②法令等に違反し、又は運営が著しく適正を欠くと認められる場合には、措置命令

- ③措置命令に従わない場合は、業務の停止又は役員の解職勧告
 - ④法令等に違反した場合にあって、他の方法により監督の目的を達することができないとき等は解散命令
- を命じることができることとなっているが、勧告手続の明確化などを検討することとしている。

2. 経営主体間のイコールフッティング

- ・介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフッティングを確立すべきではないか。
- ・第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を開拓するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

(考え方)

1 自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

これらについては、急速な高齢化の進展に伴い、近年その数が大幅に増加しており、営利法人等の経営する有料老人ホーム等に入居する利用者数は特別養護老人ホームを上回る状況となっている。

※ 高齢者向け住まい・施設の定員数

- ・特別養護老人ホーム 約 52 万人（平成 25 年 10 月現在）
 - ・有料老人ホーム 約 35 万人（平成 25 年 7 月現在）
 - ・サービス付き高齢者向け住宅 約 13 万戸（平成 25 年 10 月現在）
 - ・認知症高齢者グループホーム 約 18 万人（平成 25 年 10 月現在）
- } 約 66 万人

2 介護保険制度においては、営利法人が行うこれらの事業も含め、同一サービス同一基準の考え方を基に報酬が設定されているため、入所施設についても、概ねイコールフッティングは確立されているものと考えている。また、保育所についても、営利法人等の参入が可能となっており、同様の考え方の下に運営費が支払われている。

3 なお、特別養護老人ホームについては、要介護度が重度で、低所得の高齢者が数多く入所しており、介護保険による補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の低所得者の負担軽減措置を実施しているところである。これらのことなどから、公益性と経営の安定性を担保する必要があり、その設置主体は地方公共団体や社会福祉法人等に限定されている。

また、今後、更に重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図っていくため、新規入所を要介護3以上に限定する制度改正を検討しているところである。

※ 特別養護老人ホーム入所者のうち、低所得者（住民税非課税世帯）が全体の80%を占めている。

※ 補足給付：市町村民税非課税世帯の方に対する食費・居住費の補助
(特別養護老人ホームについては、平成23年度で約1700億円)

4 社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められるため、補助金や税制優遇等を受けている。

他方、営利法人はそうした規制なく、事業の効率性を追求し、利益を上げることが可能であり、社会福祉法人と営利法人等ではそれぞれ異なる役割を有している。

5 今後、多様なニーズに合った多様な施設等のサービス提供を促進していくとともに、社会福祉法人が、前述のような地域福祉のセーフティネットとしての役割を適切に果たしていけるよう、地域に不足しているサービス、低所得者や重度介護者への重点的な対応、地域福祉への貢献等を義務付けるなど、必要な制度の見直しを行うこととしている。